

捨てるのはもったいない!



あなたにとっては不要な物でも、必要としている人がいるかもしれません。町民の皆さんから受け付けた使用可能な不要品情報を、譲り受けを希望する人に情報提供します。また、譲ってほしいものについても情報をHPに掲載します。

●登録できるもの

- ・家具 ・衣類（幼児服まで・学生服）
- ・陶器 ・スポーツ用品 ・楽器
- ・自転車、おもちゃ など



●登録できないもの

- ・修理、清掃しなければ使用できないもの
- ・食料品、医薬品類、動植物
- ・チケットなどの金券類
- ・自動車、オートバイ、農業機械など原動機付の乗用機械
- ・宗教に関するもの
- ・法令や社会通念に反するもの
- ・商店、事務所などの事業所で不要になったもの

●利用できる方

- ・町内在住者
- ・18才以上の者
- ・営利を目的としない者

●登録期間

登録期間は最長1年(更新可)

●受け渡しまでの流れ

- ①ホームページや環境未来推進課窓口で情報交換サイトへの登録を申請
- ②「ゆずります」または「ゆずってください」の品物情報をホームページに掲載（氏名や住所は掲載しません。）
- ③ホームページを見た人から、町に連絡があれば、登録者の連絡先をお知らせ
- ④希望者から登録者に連絡があれば、当事者間で品物の詳細や受け渡し日時と場所を交渉、受け渡しを実施
- ⑤「ゆずってください」と申し出た方が、町へ成立、不成立の結果報告

■ジモティーへの掲載

田原本町では、関西で初めて株式会社ジモティーと協定を締結しました！！

- ・「ゆずります」に申請いただいた物品について、町内で要望がない場合や日数を急がれる場合等は、ご希望により当課で代行掲載を行います。この場合の受け渡しも上記③～⑤のとおりです。

●注意事項

- ・交渉が成立するまで、ご自身で保管をお願いします。
- ・品物を処分した場合や、他の方に譲渡した場合は、速やかに環境未来推進課（33-1660）へご連絡をお願いします。
- ・品物の保管や交渉につきましては、当事者間で行っていただきます。
- ・品物の譲渡につきましては、無料をお願いします。
- ・営利目的の方は使用できません。
- ・取引により発生したトラブルにつきましては、町では一切責任を負いかねますので、ご了承ください。